


所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦				
件名	東大和市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について			区分		○	1 審議事項
関係事項	条例規則	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則					
	部課機関						
<p>1. 要 旨</p> <p>1) 改正の要旨</p> <p>現在、東大和市では子どもの看護休暇の取得対象を小学校就学前の未就学児としているが、小学生においても児童が病気等を患った場合、親の看護が必要なケースも考えられる。そのため、子どもの看護休暇の取得対象を拡大し、会計年度任用職員が安心して子どもの養育ができる環境づくりを推進する。</p> <p>2) 主な改正内容</p> <p>取得対象を「小学校就学前」から「中学校就学前」に拡大する。</p> <p>3) 施行日等</p> <p>令和4年1月1日</p> <p>4) 影響及び効果</p> <p>小学生の子がいる会計年度任用職員も子どもの看護休暇が取得可能となる。</p>							
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済</p>							
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>							
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。